



東土第6286号
平成24年3月30日

キカワ鋼業株式会社
代表取締役 木川 栄二 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



一般建設業の許可について（通知）

平成24年3月12日付けで申請のありました一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可番号	徳島県知事許可（般-23）第70190号
許可年月日	平成24年3月30日
許可の有効期間	平成24年3月30日から平成29年3月29日まで
建設業の種類	とび・土工工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 平成29年2月27日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)